
会 則

第1章 総 則

第1条 名称

本会は、グレイスヒルズカントリー倶楽部（以下「本倶楽部」という）と称する。

第2条 目的

本倶楽部は、株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部（以下「会社」という）が三重県四日市市桜町及び三重郡菟野町内に所有するゴルフ場（グレイスヒルズカントリー倶楽部）及びその付帯設備（以下「本コース等」という）を利用し、ゴルフを通じて会員相互の親睦と真の倶楽部ライフを実現することを目的とする。

第3条 所在地

本倶楽部の事務所はゴルフ場のクラブハウス内に設置する。

第2章 会 員

第4条 種類

1. 本倶楽部の会員は次の通りとする。
 - ① 特別会員
 - ② 正会員（個人・法人）
 - ③ 平日会員（個人・法人）
 - ④ 名誉会員（正会員・平日会員）会員の権利及び義務は本会則に定めるものの他は、細則に定めるところによる。
2.
 - ① 特別会員は会社の取締役会及び本倶楽部の理事会（以下「理事会」という）において承認された者とする。特別会員は一身専属とし、その資格の譲渡・相続は認めない。
 - ② 正会員及び平日会員は、所定の入会手続きにより理事会の入会承認を受け、且つ会社が定める条件を充足する事により、その資格を取得する。
 - ③ 名誉会員は、所定の入会手続きにより理事会の入会承認を受け、次に定める要件を満たした者とする。
 - (1) 会員（法人会員の場合は法人登記者）として10年以上在籍した者
 - (2) 満70歳以上の者
 - (3) 会員権の譲渡又は登記者変更の後も、会員として利用の継続を希望する者
 - (4) 個人会員の代理登記者ではない者尚、名誉会員は一身専属とし、その資格の譲渡・相続は認めない。
3. 各会員の定数は、会社において定める。

第5条 権利

会員は次に定める権利を有する。

- ① 特別会員及び正会員は本コース等を、会社が別に定める休業日を除く全ての日の営業時間内に所定の条件で利用すること
- ② 平日会員は本コース等を、土・日曜日並びに会社が別に定める休業日を除く全ての日の営業時間内に所定の条件で利用すること
- ③ 本倶楽部主催の競技会、その他の行事に所定の条件で参加すること
- ④ 本倶楽部のハンディキャップの査定を受けること

第6条 義務

会員は次に定める義務を負う。

- ① 会員は、本会則及びその他本倶楽部諸規定を誠実に遵守し、理事会及び会社が決定した事項に従わなければならない。
- ② 会員は、第三者に会員名義を貸与したり、自己の名称を詐称させたりしてはならない。
- ③ 会員は、本倶楽部若しくは会社の名誉・信用・品位を毀損するような行為、本倶楽部の秩序を乱すような行為及び本倶楽部若しくは会社の不利益となる行為をしてはならない。
- ④ 会員は、会社が別に定める年会費及び本倶楽部の利用に伴う諸費用（以下「年会費等」という）を納入すること。既納の年会費等は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。但し、会社は特別会員について、年会費等の納入義務を免除することができる。
- ⑤ 会員は、ゲストとして暴力団関係者及び反社会的団体に所属する者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、刺青等のある者を同伴又は紹介してはならない。

第3章 入会及び退会

第7条 入会手続

1. 本倶楽部に入会しようとする者は、所定の入会申込書を必要書類と共に提出し、理事会の入会の承認を得た後、所定の期日までに所定の入会時費用を会社に払い込まなければならない。
2. 法人会員は、理事会の承認を得て、その法人の役員または社員1名を本倶楽部に登録するものとし（以下「登録者」という）、登録者のみが本会則第5条の権利を有するものとする。また、登録者は本会則第6条の義務を負うものとする。
3. 個人会員は自己または第三者を会員として登録できるものとし、第三者を登録した場合を代行登録という。
4. 前項の場合、代行登録者のみが本会則第5条の権利を有するものとする。また、代行登録者は本会則第6条の義務を負うものとする。
5. 入会資格審査については、会社の審査手続きに基づいて行う。特に暴力団その他これに類する反社会的団体の構成員又はこれらの関係者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、刺青等がある者及び本倶楽部の秩序を乱す恐れのあるものは入会を認めない。入会承認の適否の理由は、明示しない。また、入会を拒否された場合、これに対する異議申し立てをすることはできない。

第8条 登録者変更

1. 法人会員は、理事会の承認を得て、その法人の役員又は社員に限り登録者を変更することができる。この場合所定の登録者名義書換料を納入しなければならない。
2. 個人会員は、理事会の承認を得て、代行登録者を変更することができる。この場合所定の代行登録者名義書換料を納入しなければならない。

第9条 入会時費用

入会時費用及びその額は、会社がこれを定める。入会金は理由の如何を問わず返還しない。

第10条 資格喪失

会員は次の各号の一に該当した場合、その資格を失い本倶楽部を退会する。

- ① 会員たる地位の譲渡
- ② 自主退会
- ③ 除名
- ④ 死亡及び法人登録者が会員たる法人から退職又は会員たる法人の解散
- ⑤ 特別会員としての承認の理由が消滅したとき
- ⑥ その他前各号に準ずると認められたとき

第11条 資格停止・除名

会員が次の各号の一に該当する場合は理事会の決議により、その状況に応じ除名、退会勧告若しくは一定期間その資格の停止処分をすることができ、当該会員は無条件に応ずるものとする。

- ① 本倶楽部の名誉、信用、品位を毀損し、または秩序とエチケットを乱す等、本倶楽部会員としての品位を汚損する行為のあった場合
- ② 年会費その他の本倶楽部に対する債務の支払いを請求の日から起算して3ヶ月以上滞納した場合
- ③ 本会則または本倶楽部の諸規定に違反した場合
- ④ 本倶楽部入会前後を通じて、本倶楽部または会社に対する申告・届出に虚偽があることが判明した場合
- ⑤ 暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員またはこれらの関係者であること、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、刺青等のあることが判明したとき。若しくはこれらの者と知りながらゲストとして紹介したとき
- ⑥ その他理事会及び会社において処分が妥当と認められる行為があった場合

第12条 株式の譲渡制限

株主は会社の株式を会社の許可を得ないで他に譲渡・質入・その他一切の処分をしてはならない。

第13条 会員たる地位の譲渡

1. 会員は、会員たる地位を他の者に譲渡できる。但し、会社の株式を取得し入会手続き完了後5年間は、会員たる地位を譲渡できないものとする。
2. 会社の承認を得て株式を譲り受け入会を希望する者は、譲渡人の譲渡申請書及び入会申込書等を提出し、理事会にて入会審査を受け、承認を得たのち、名義書換料を会社に支払い、譲渡人の権利義務の全てを承継する。
3. 会社は会員募集の妨げとなる恐れ、その他特別の理由がある場合、理事会の承認を得て一定期間譲渡を制限することができる。

第14条 資格相続

株主である会員が死亡したときは、相続人は1名に限り、株式とともに登録された資格を承継することができる。この場合相続人は、第7条に従い入会手続きをなし、会社の定める名義書換料を会社に支払い、死亡した株主の権利義務を全て承継する。

第15条 会員除名に伴う株式買取請求

1. 会員が除名された場合、会社は会員の所有する株式を会社が発行した金額で買取する権利を有する。尚、除名された会員から会社に対し、本項の買取請求をすることはできない。
2. 但し、2020年1月1日以降に新規登録の会員が除名された場合、会社は会員の所有にかかる株式を、会員権相場または会社が発行した金額のいずれか低い金額で買い取る権利を有する。尚、除名された会員から会社に対し、本項の買取請求をすることはできない。
3. 会社から、買取請求がなされたときは、当該会員より株券の提出がなされることを条件として、前記金額にて売買契約が成立したものとみなす。この場合、会社が当該会員に対して、債権を有するときは、会社は相当額で相殺した後残額を支払う。

第16条 退会手続

会員が任意退会するときは、理事会及び会社に所定の手続きによる届出をなすものとする。

第4章 役員及び理事会

第17条 役員の種類

本倶楽部に次の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 1名
- ③ 常務理事 1名
- ④ 理事 20名以内
- ⑤ 監事 若干名

但し、必要のある場合会社は理事会の承認を得て、その他の役員を置くことができる。

第18条 選任方法

理事長・副理事長は理事の互選により選出する。常務理事・理事・監事は原則として会員（法人会員にあっては登録者）及び会社役員の中より会社がこれを委嘱する。

第19条 職務

1. 理事長は倶楽部を代表して理事会を主宰し会務を統括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に差し支えがある場合は、その職務を代行する。
3. 常務理事は理事長、副理事長を補佐し、本倶楽部業務の執行にあたる。また、理事長・副理事長に支障ある場合は、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成する。
5. 監事は本倶楽部の業務を監査する。
6. 役員は全て名誉職とし、報酬を受けない。但し、職務のために要した費用は、会社の負担とする。

第20条 役員の任期

役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。また、任期満了後でも後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第21条 理事会

1. 理事会は、理事長が必要に応じ招集し、理事長はその議長になる。
2. 理事会は本会則に定めるものの他、次の事項を審議決定する。
 - ① 本会則の改定
 - ② 本倶楽部の組織・運営に関する基本的事項
 - ③ その他倶楽部運営に必要な事項
3. 会社は理事会に出席できる。
4. 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席を要する。但し、議決権者は委任状により、他の出席議決権者又は、代理出席者に議決権を代行使させることができる。
5. 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決議する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 委員会

第22条 委員会

1. 理事会は本倶楽部の運営を円滑にするため、各種委員会及び必要に応じて特別委員会を置くことができる。
2. 各種委員会及び特別委員会は、委員長及び副委員長並びに委員若干名で構成し、理事会の委嘱する事項について審議・決定する。
3. 委員は全て名誉職とし、報酬を受けない。但し、職務のために要した費用は、会社の負担とする。
4. 会社は委員会に出席できる。

第23条 委員選任方法

委員会の委員長・副委員長・委員は会員の中より理事会がこれを委嘱する。

第24条 委員任期

1. 委員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。また、任期満了後でも後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。
2. 特別委員会の委員の任期は、必要に応じて定める。

第6章 管理

第25条 会則等の改定

1. 本会則の改廃は、会社が理事会の承認を得て行う。
2. 本会則を改定した場合は、その改定前に入会した会員にも適用する。

第26条 事業年度

本倶楽部の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第27条 会計

本倶楽部の会計は会社がこれを行い、収入・資産及び負債は全て会社に帰属するものとする。

第7章 付則

第28条 施行日

本会則は2004年10月20日から施行する。

2012年10月22日 一部改定

2019年10月31日 一部改定

2022年10月28日 一部改訂